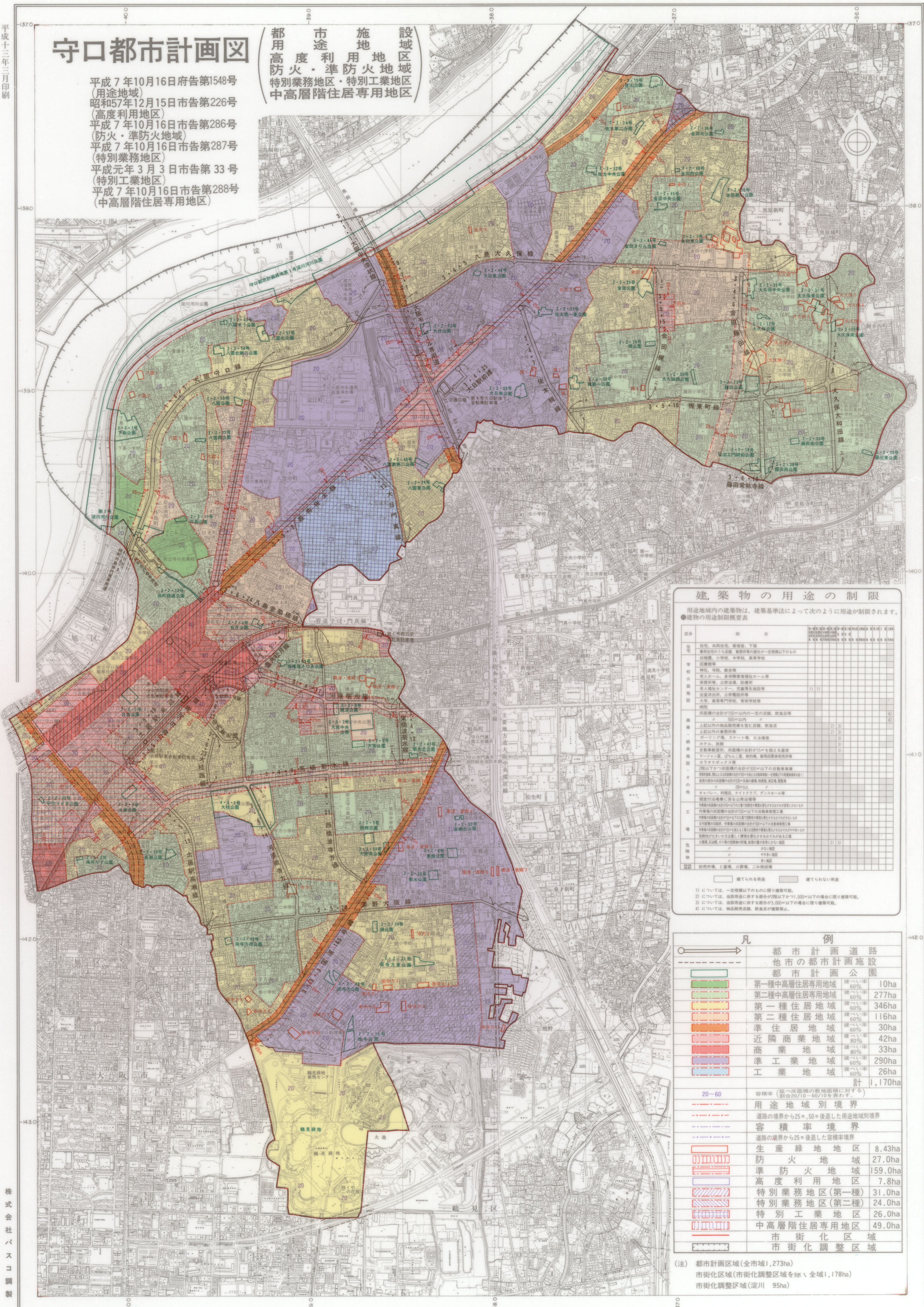


守口市全図

守口都市計画図

平成7年10月16日府令第154号
(用途地域)
昭和57年12月15日市令第226号
(高度利用地区)
平成7年10月16日市令第286号
(防火・準防火地域)
平成7年10月16日市令第287号
(特別業務地区)
平成元年3月3日市令第33号
(特別工業地区)
平成7年10月16日市令第288号
(中高層階住居専用地区)

都 市 施 設 区 域
用 途 利 用 地 域
防 火 ・ 準 防 火 地 域
特 別 業 務 地 区 ・ 特 別 工 業 地 区
中 高 層 階 住 居 専 用 地 区



建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建築物の用途制限概要表

区分	例	注
住宅	住宅、共同住宅、集合住宅、下宿 使用住宅のうち、専ら居住の用に供するもの	1) 1号は、一定規模以下のものに限り建築可能。 2) 2号は、当該用途に供する部分が2号以下かつ、500㎡以下の場合に限り建築可能。 3) 3号は、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。 4) 4号は、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
公共施設	公園、児童遊園、老人ホーム、社会福祉施設等 児童福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設等	
商業	商店、飲食店、サービス業、娯楽施設等 商店、飲食店、サービス業、娯楽施設等	
工業	工場、倉庫、事務所、倉庫等 工場、倉庫、事務所、倉庫等	
その他	その他	

- 1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2) については、当該用途に供する部分が2号以下かつ、500㎡以下の場合に限り建築可能。
3) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。

凡	例
都市計画道路	都市計画道路
他市の都市計画施設	他市の都市計画施設
都市計画公園	都市計画公園
第一種中高層住居専用地区	第一種中高層住居専用地区
第二種中高層住居専用地区	第二種中高層住居専用地区
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
生産緑地地区	生産緑地地区
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
高度利用地区	高度利用地区
特別業務地区(第一種)	特別業務地区(第一種)
特別業務地区(第二種)	特別業務地区(第二種)
特別工業地区	特別工業地区
中高層階住居専用地区	中高層階住居専用地区
市街化調整区域	市街化調整区域

(注) 都市計画区域(全市域) 273ha
市街化調整区域(市街化調整区域を除く) 1,178ha
市街化調整区域(淀川) 95ha

株式会社バスコ調製